

第4章 快適な都市環境の保全と創造

第1節 環境に配慮した土地利用

1 現 態

国土利用計画法は、土地利用に関する諸計画を体系化し、高度経済成長時の土地需要のひつ迫や地価の高騰、さらには投機的な土地取引などに対する土地利用対策を図るため昭和49年に制定された。これにより国土利用の基本理念が初めて明確化されるとともに、土地利用関係諸計画及び土地利用規制の体系化、土地取引の規制や遊休土地に関する措置の制度化が図られ、以後土地政策を総合的に推進するための基礎が確立された。

(1) 国土利用計画（愛媛県計画）

国土利用計画（愛媛県計画）は、国土利用計画法に基づき、公共の福祉の向上、自然環境の保全などを図りながら、国土利用の配分とその利用方向を示した長期的な構想である。現在の第三次愛媛県国土利用計画は、平成13年3月に平成22年を目標年次として第三次県計画を策定した。（第一次計画は昭和52年に、第二次計画は昭和62年に策定）

第三次県計画では、「県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを考慮して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意し、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。」とした上で、次の事項について定めている。

- ① 県土の利用に関する基本構想
- ② 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- ③ ②に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

なお、本計画における県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標は、表2-12-1のとおりである。

表2-12-1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 (単位: ha、%)

利用区分	年 次	平成7年	平成22年	構 成 比		増減率
				平成7年	平成22年	
農用地		67,900	55,300	12.0	9.8	81.4
農地		67,600	55,000	11.9	9.7	81.4
採草放牧地		300	300	0.1	0.1	100.0
森林		400,500	404,800	70.6	71.3	101.1
原野		900	900	0.1	0.1	100.0
水面・河川・水路		13,600	14,000	2.4	2.5	102.9
道路		18,700	22,300	3.3	3.9	119.3
宅地		22,100	25,200	3.9	4.4	114.0
住宅地		13,100	13,900	2.3	2.4	106.1
工業用地		2,400	2,600	0.4	0.5	108.3
その他の宅地		6,600	8,700	1.2	1.5	131.8

そ の 他	43,800	45,400	7.7	8.0	103.7
合 計	567,500	567,900	100.0	100.0	100.1
市 街 地	14,620	17,320	—	—	118.5

注1 平成7年の地目別区分は、都市計画課調べによる。

2 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。

3 市街地は、国勢調査の定義による人口集中地区であり、平成7年の市街地の面積は、同年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

(2) 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、適正で合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画を基本として都道府県が策定する計画である。

また、本計画は都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものであり、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置を実施するに当たっての基本となる。

現在の計画は、平成14年3月に、国土利用計画（愛媛県計画）第三次の策定に伴い改定を行った。

土地利用基本計画は、計画書と計画図（5万分の1）から構成されており、計画書では次の事項について定めている。

- ① 県土利用の基本方向
- ② 圈域別の土地利用の基本方向
- ③ 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域における土地利用の原則
- ④ 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
- ⑤ 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

なお、計画図には五地域がそれぞれ区域表示されている。

また、五地域区分の面積は、表2-12-2のとおりである。

表2-12-2 五地域区分の面積 平成21年3月31日現在

区 分		面積 (ha)	割合 (%)
五 地 域	都 市 地 域	180,040	31.7
	農 業 地 域	348,539	61.4
	森 林 地 域	404,937	71.3
	自 然 公 園 地 域	39,891	7.0
	自 然 保 全 地 域	1,947	0.3
計		975,354	171.8
白 地 地 域		2,750	0.5
合 計		978,104	172.3
県 土 面 積		567,773	100.0

注1 県土面積は、平成20年10月1日現在である。

2 五地域区分の面積は土地利用基本計画上で計測したものである。

2 対 策

(1) 大規模開発行為対策

民間が行う5ha以上の開発行為については、乱開発の防止と土地利用の適正化を図る

ことを目的として、昭和48年3月「大規模開発行為に関する指導要綱」を制定し、知事に事前協議を行わせることにより指導を行ってきた。

その後、土地利用関係諸法令の整備に伴い、それぞれの法令の趣旨及び実態に即した運用を図る必要が生じたこと、県土の適正かつ合理的な利用を図るために大規模開発行為に対する総合的な指導及び調整が必要と認められたことから、昭和54年4月、現在の調整・誘導型の指導要綱に全面改正した。

なお、ゴルフ場については、計画的土地利用と防災措置に万全を期することとし、要綱とは別に「ゴルフ場の規制についての基本方針」を定めて規制を行ってきたが、平成18年1月のえひめ瀬戸内リゾート開発構想の廃止に伴い、平成18年2月に要綱を改正し、基本方針を要綱の本則に規定して、引き続き総量規制を行っているところである。

指導要綱による平成20年度末現在の処理状況は、表2-12-3のとおりである。

表2-12-3 大規模開発行為に関する指導要綱による処理状況

平成21年3月31日現在 (単位: ha)

区分	完 成		工事・掘採中		承 認 济		審 査 中		合 計	
	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積	件数	面 積
ゴルフ場用地	15	1,487.0							15	1,487.0
住 宅 用 地	3	34.1							3	34.1
レジャー施設用地	2	69.3							2	69.3
別 庄 用 地	2	23.6							2	23.6
鉱 物 の 掘 採			1	22.1					1	22.1
工 場 用 地			1	39.1					1	39.1
木 材 市 場	1	8.8							1	8.8
商業施設用地	2	11.6							2	11.6
計	25	1,634.4	2	61.2					27	1,695.6

(2) 都市計画の推進

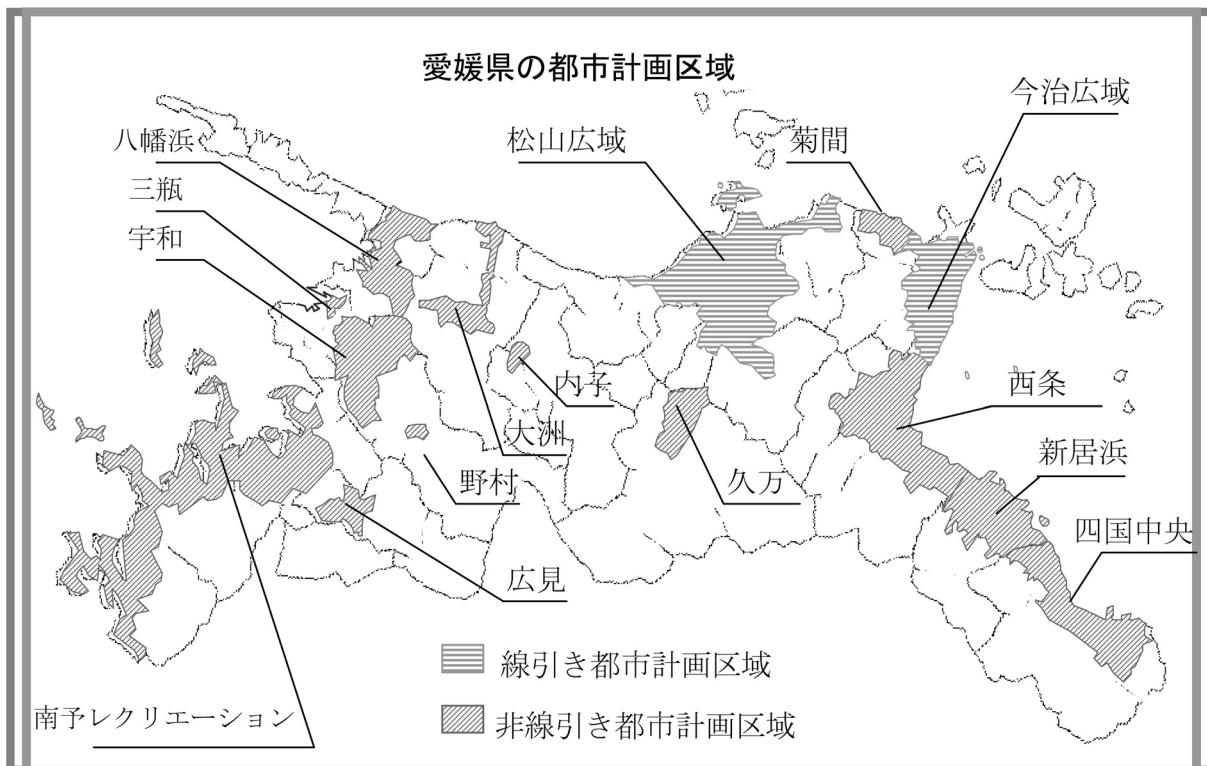
都市計画は、都市住民の健康で文化的な生活及び機能的な都市活動を確保すること、また、このためには、適正な制限の下、土地の合理的な利用により、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを基本理念として定めている。

本県においても、都市計画法に基づき松山広域及び今治広域の線引き都市計画区域と、非線引き13都市計画区域を図2-12-1のとおり指定しており、その中で

- ① 土地利用に関する計画………市街化区域及び市街化調整区域（線引き）、
地域地区（用途地域等）、地区計画等
- ② 都市施設に関する計画………道路、公園、下水道及び供給処理施設等
- ③ 市街地開発事業に関する計画………土地区画整理事業等

について必要なものを一体的かつ総合的に定めている。

図2-12-1 愛媛県の都市計画区域図



また、平成13年5月に施行された改正都市計画法により、都市型社会にふさわしい“概ね20年後の都市の将来像”を示した都市計画区域マスタープランを県下18の都市計画区域すべてで策定することが義務付けられた。

県では、平成13年12月に学識者等10名で構成する「愛媛県都市計画区域マスタープラン策定専門部会」を設けて検討・審議を行い、住民の意見を反映させるための説明会・公聴会の開催等を経て、平成16年5月14日18都市計画区域すべてにおいてマスタープランを都市計画決定しており、市町村合併に伴い、現在、その見直し作業を実施している。

都市計画区域マスタープランでは、“主要な都市計画の決定の方針”の中で、環境に関する事項として、“自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針”の中に、「自然環境の整備又は保全の方針の概念」、「整備水準の目標値」、「緑地の配置方針」、「実現のための具体的な都市計画制度の方針」などを定めている。

今後の都市計画は、都市計画区域マスタープランに基づき長期的視野に立ったまちづくりを推進し、自然環境と調和した公害のない住みよい町とすることが重要であると考えている。

なお、平成20年度においては、表2-12-4のとおり計画決定を行っている。

表2-12-4 平成20年度都市計画決定及び変更状況（県決定）

区分	件数	区分	件数
区域区分(線引き)	0	下水道	0
地域地区	4	市街地再開発事業	0
道路	2	その他	7
緑地・公園	3	計	16

(3) 開発行為の許可

都市計画法に基づく開発行為の許可に際しては、開発面積3,000m²以上の申請に対して開発区域の3%以上を公園・緑地等にすることや開発面積1ha以上の場合は、樹木の保存や表土の保全に努め、さらに、工場等の開発においては、騒音や振動等の面から緑地帯や緩衝帯を開発区域の周辺に設けることを義務付けている。

また、平成17年4月からは、開発区域内の開発道路の歩道部分については、地下水かん養や雨水貯留に優れた効果のある透水性舗装とするよう義務付け、環境保全に努めている。

第2節 景観

1 現況

(1) 都市景観

近年の経済社会の成熟化に伴い、人々の価値観が多様化、高度化しており、都市のあり方についても、機能性や効率性の重視から、快適で潤いのある生活環境の形成等、質の向上を図る方向に転換しつつある。

このような中で、地域の風土、自然、文化などと調和した都市景観の形成が強く望まれている。「都市景観」は、必ずしも都市施設や建築物のみの景観ではなく、常に様々な景色の総合性により構築されており、特に愛媛県の場合、自然の残る田園地帯や長い海岸線、多くの水系があり、県南部には、山岳地帯が広がっているため、都市施設や建築物に視点を当てた景色であっても、その背景としての自然的な景色も含まれたものとなる。

愛媛県における都市景観資源の特徴として、都市内の豊富な水辺空間、森林等の緑資源、市街地の緑地や樹木、歴史的街並みや建造物があり、これらを生かした景観形成が望まれるが、現状では、住民に触れ合う形での都市景観形成が乏しく、快適で魅力ある都市景観の形成が後れている。

このため、本県においては、平成16年4月に、都市計画区域を有する市町村と「愛媛県景観協議会」（平成17年4月に「愛媛県景観形成推進会議」に改称）を設立し、市町と連携し、景観計画の策定を推進する等、住む人にも訪れる人にも愛される「愛媛らしい魅力あるまちづくり」を取り組んでいる。

また、都市景観形成の一要素である屋外広告物については、良好な景観を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法及び愛媛県屋外広告物条例により、屋外広告物の表示・設置場所及び方法等について、必要な規制を行っており、違反屋外広告物の規制取締りについては、権限移譲市町と協議し、道路管理者等の関係機関の協力を得て違反広告物の一掃に努めている。

なお、景観行政団体となった市町に対して条例制定権限等を移譲するため、平成18年2月県議会において、関係規定を整備するための条例改正を行い、現在4市町（宇和島市、八幡浜市、大洲市、内子町）に対して権限移譲している。

(2) 都市公園

都市公園は都市に緑と潤いを与え、住民がゆとりとやすらぎを得ることができる大切な都市基盤施設であると共に、都市環境の改善や災害時の延焼防止や避難拠点等の役割も重視されている。

本県における都市公園は、街区公園・近隣公園・地区公園といった歩いていける範囲の公園から、総合公園・運動公園などの市町単位、さらには大規模公園など市町の区域を越えて造られる大きな公園まで、現在569箇所、1,423ha（H21年3月末現在）の都市公園が開設されている。これを都市計画区域内の人口1人当たりの面積に換算すると、11.1m²（全国平均9.6m²）となっている。

2 対 策

(1) 都市景観

平成5年3月に屋外広告物条例を改正し、「広告景観モデル地区制度」を創設した。この制度は、まちなみや風景と屋外広告物の調和や統一感を創り出すために、地域住民の要望に基づき、特定の地域について、条例の規制に自主的な規制を上乗せすることにより、他の地域のモデルとなるような地域づくりを推進するものであり、景観形成を住民側から自主的に進める方策として、今後、積極的な活用を推進していくこととしている。

また、平成16年12月には、良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るために「景観法」が施行されている。今後、この法律を活用し、より一層、良好な景観づくりを進めたいと考えており、平成17年11月には、市町が景観計画を策定する際の手順や留意事項等をとりまとめた「えひめ景観計画策定ガイドライン」を策定し、各市町の取組を支援している。なお、現在、宇和島市、内子町、上島町及び大洲市が景観計画を策定している。

良好な都市景観は、県あるいは市町等公共サイドのみで形成できるものではなく、民間サイドの協力も得られてこそ、都市空間全体に波及させができるものと考えられることから、今後とも、住民に最も身近な自治体である市町が「景観法」を活用し、良好な景観の形成に取り組むよう、「愛媛県景観形成推進会議」等を通じて、助言していきたいと考えている。

なお、国道沿道や海岸の景観等、複数の市町にわたる広域的な景観の保全・創出計画の調整等については県が実施していくこととしている。

(2) 都市公園事業の取組

本県では、従来から都市公園の国庫補助事業により整備を進めており、平成21年度は4市7箇所において事業を実施している。このほか、市町の実施するまちづくり交付金を活用した事業や県及び市町の単独事業等により都市公園の整備促進を図っているところである。

今後も、現下の厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用し、効率的な都市公

園事業の執行に努め、都市環境の保全を図っていく。

(3) 風致地区

緑の保全や都市景観の形成を図るため、昭和53年4月に松山広域都市圏内の自然的景観の良好な14地区（505ha）を風致地区として決定し、平成元年2月には公園との調和のとれた自然環境を保全するため、宇和島市の南楽園周辺1地区（191ha）を風致地区として決定している（表2-12-5）。

これらの風致地区内では、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等については許可が必要であり、風致条例で定めた基準等により風致を維持するための規制を行っている。

なお、平成13年5月に風致政令が改正され、10ha未満の風致地区は市町村が決定できるようになったことから、松山市、伊予市においては条例を制定し平成16年4月から施行するなど、積極的に都市景観の保全等を図っている。

表2-12-5 風致地区指定地域

指定市	地区名	面積	指定市	地区名	面積
松山市	1 梅津寺 風致地区	約 107.8 ha	伊予市	14 上吾川 風致地区	約 3.9 ha
	2 港山 風致地区	〃 9.4	小計		〃 3.9
	3 大峰台 風致地区	〃 19.3	宇和島市	15 近家 風致地区	〃 191.0
	4 岩子山 風致地区	〃 30.0	小計		〃 191.0
	5 城北 風致地区	〃 17.5			
	6 石手寺 風致地区	〃 20.3			
	7 日尾八幡神社 風致地区	〃 31.5			
	8 星岡 風致地区	〃 20.7			
	9 祝谷 風致地区	〃 14.7			
	10 城山 風致地区	〃 42.0			
	11 弁天山 風致地区	〃 137.9			
	12 恵良 風致地区	〃 48.5			
	13 国津 風致地区	〃 1.5			
小計		約 501.1	総計	3市15地区	約 696.0

第3節 文化財

1 現況

本県は、国指定名勝の面河渓をはじめとする美しい自然と風土に恵まれるとともに、瀬戸内海に面し、古くから他地域との交流が盛んに行われ、このように恵まれた環境の中で、私たちの祖先は薫り高い文化を生み育ててきた。寺社建築をはじめとする建造物や鎧・刀などの美術工芸品には、全国に誇れる非常に優れたものが多く保存されており、また、「エヒメアヤメ」（松山市）や「ハマユウ」（宇和島市）などの天然記念物は、地域の方々の積極的なボランティア活動により保護が行われている。

県内の国及び県指定文化財の件数は、国指定が191件（うち国宝等14件）、県指定が329件である。その内訳は、表2-12-6のとおりである。

表2-12-6 国・県指定文化財件数一覧

（平成21年3月31日現在）

区分	国指定	県指定	計
有形文化財	建造物	35(3)	22
	石造美術	10	9
			57(3)
			19

	絵 画	1	15	16
	彫 刻	15	42	57
	工 芸 品	85(8)	40	125(8)
	書 跡 等	5	14	19
	考 古 資 料	1(1)	4	5(1)
	歴 史 資 料	1	1	2
	小 計	153(12)	147	300(12)
	無 形 文 化 財	0	2	2
民俗文化財	有形民俗文化財	1	8	9
	無形民俗文化財	1	34	35
	小 計	2	42	44
記 念 物	史 跡	11	49	60
	名 勝	10	12	22
	天 然 記 念 物	13(2)	77	90(2)
	小 計	34(2)	138	172(2)
	文化的景観	1	0	1
	伝統的建造物群保存地区	1	0	1
	合 計	191(14)	329	520(14)

注 1 ()は内数で、国宝、特別天然記念物を示す。

2 この他、国が記録作成等の措置を講すべきとして選択したもの（無形文化財1件、形民族文化財8件）や、国の文化財登録原簿に登録されたもの（有形文化財88件、記念物1件）がある。

2 対 策

(1) 文化財の保護

① 愛媛県文化財保護審議会

文化財に関する専門的な知識を有する10名の委員で構成する「愛媛県文化財保護審議会」を設置し、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議している。

② 文化財巡視活動

文化財の保存管理状況を把握するとともに、文化財の愛護思想の普及啓発を図るため、県下で13名の文化財保護指導員を委嘱し、年間を通じて建造物や記念物・重要な埋蔵文化財包蔵地など、文化財の巡視を行っている。

(2) 文化財の維持管理や保存修理のための助成措置

① 重要伝統的建造物群保存修理事業

内子町が行う八日市護国伝統的建造物群保存地区及び重要文化財「上芳我家住宅」の保存修理事業に対して助成措置を行い、文化財の維持管理に努めることによって、南予地域の文化振興、ひいては地域活性化を図っている。

② 国指定文化財管理事業

国指定文化財の維持管理のために、所有者又は管理団体（以下「所有者等」という。）が行う防災設備保守点検や環境整備等に対して、助成措置（国宝「太山寺本堂」防災設備点検他9件）を行い文化財の維持管理に努めている。

③ 重要文化財等保存修理事業

国指定文化財等の保存のために、所有者等が行う保存修理事業等に対して、助成措

置（「大山祇神社の美術工芸品（鎧）保存修理」1件）を行い文化財の保存に努めている。

④ 文化財保存顕彰事業

県指定文化財の保存、伝承、修理及び周知活用のために、所有者等が行う事業に対して、助成措置（天然記念物「湿地植物」（今治市）環境整備他6件）を行い文化財の保存活用に努めている。

（3）文化財愛護思想の普及啓発

優れた文化財を守り、後世に引き継いでいくためには、文化財を大切にする気運を広く一般に高めることが重要である。

このため、財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センター及び市町において、随時、埋蔵文化財の発掘調査説明会を開催するほか、毎年11月1日～7日までの文化財保護強調週間には、文化財保護に万全を期するため、積極的に広報活動を行うとともに、市町においては各種展示会、史跡めぐり等の行事を実施している。

また、1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当たるため、この日が「文化財防火デー」とされていることから、防火訓練等の実施や文化財の防災に関する広報活動などを行うことにより、文化財愛護思想と防災意識の高揚に努めている。

第4節 観光

本県では、全国的に知名度の高い観光資源として、西日本最高峰の石鎚山、海洋性生物の生息が多い西海海岸、大三島の大山祇神社、松山城、内子町の町並みが挙げられるほか、来島海峡の潮流や瀬戸内しまなみ海道の橋や島々の景観がある。

また、本県の多彩な自然と豊かな歴史文化を反映して、各市町には、それぞれ史跡や神社・仏閣、あるいは景勝地が数多くあるのに加えて、各自治体がそれぞれの歴史文化、伝統工芸、自然などの地域資源を活用してた地域おこし・まちづくりを積極的に進めるとともに、各種イベントを開催し、創意工夫を行なながら、観光資源の創出に努めている。

平成16年4月には、松山自動車道が宇和まで延伸し、更には、平成18年5月に瀬戸内しまなみ海道が全通するなど、高速道路網の整備とともに、広域的な交流人口の増加が進み、多くの観光客が本県を訪れているところである。

一方、都市化の進展や自然環境に親しむことへの意識の高まりから、アウトドア志向やエコロジー志向、農山漁村生活体験などへの関心が高まっており、海や山、古い町並みなどを巡るウォーキングイベントも数多く開催されている。

このため、愛媛県新観光振興計画では、「豊かな自然資源の保全と活用」を観光振興の基本方針の一つに掲げ、自然の豊かさ、美しさを確保、向上させながら、自然と触れ合う中の滞在を楽しみ、あるいは、農山漁村での生活体験など、自然を体験できる滞在地型の観光の実現に積極的に取り組むとともに、豊かな自然資源を生かした観光ルートづくりも進めていく必要性を示している。

例えば、瀬戸内しまなみ海道地域においては、観光客にサイクリングロードや海上交通を核に、瀬戸内海の自然をのんびり満喫してもらう「ふれあい自然体験型観光」の推進を重点

テーマに設定している。

また、石鎚山久万高原ゾーンにおいては、家族旅行や高齢者の休養、保養先として有望であることから、今後、手軽に自然体験ができる仕組みや、カヌーなどの体験観光など、地域の人や自然に触れ合える宿泊滞在拠点づくりを提案している。

第5節 水道

1 現況

(1) 普及率

本県の平成21年3月末における水道の普及率は、93.2%（県条例水道を含む）となり（10年間で約1ポイントの上昇）、地形的な制約などにより施設整備が困難な山間地が多いこと、地下水依存が高いことなどから、全国の普及率97.4%（平成20年3月末）を下回っている。

水道別の普及状況は表2-12-7のとおりである。

また、地域別でみると表2-12-8のとおりであり、地下水が豊富で自己水源に恵まれた西条市を含む東予地域が低くなっている。

表2-12-7 水道別の普及状況 (平成21年3月末現在：速報値)

区分	施設数	給水人口(人)	普及率(%)
上水道	35	1,203,273	81.8
簡易水道	198	137,180	9.3
専用水道	139	23,083	1.6
県条例水道	206	8,118	0.5
計	578	1,371,654	93.2

注：水道区分については資料編13-1参照

表2-12-8 地域別の普及状況 (平成21年3月末現在：速報値)

区分	施設数	行政区域内人口(人)	給水人口(人)	普及率(%)
東予	155	519,640	450,474	86.7
中予	228	654,206	637,765	97.5
南予	195	297,122	283,415	95.4
計	578	1,470,968	1,371,654	93.2

(2) 給水量

平成20年度における上水道の年間給水量は151,253千m³であり、1人1日平均給水量については344lと、平成6年度の渇水による時間断水や減圧給水が行われた経験等から節水意識の向上が図られていることから、1人1日平均給水量は、表2-12-9のとおり減少傾向となっている。

表2-12-9 上水道の年間給水量

年 度	7	8	9	～	17	18	19	20
年間給水量 (千m ³)	158,145	158,794	161,099	～	155,306	153,680	152,732	151,253
1人1日平均給水量 (ℓ)	367	368	369	～	350	348	347	344
1人1日最大給水量 (ℓ)	452	457	443	～	412	419	409	416

注：平成20年度は速報値

(3) 水道水質の管理状況

本県における水道水質は、上水道、簡易水道などの水道事業体ごとに、水道法に基づき自己検査又は地方公共団体の機関等への委託検査によって定期的に検査している。水道の水質検査体制は、表2-12-10のとおりである。

さらに、水道水質に影響を及ぼす水道施設の管理状況についても保健所が巡回指導を行っている。

表2-12-10 水道の水質検査体制

水 質 檢 査 機 関		水道（用水供給）事業体
自 己 檢 查		松山市公営企業局、四国中央市
共同検査	新居浜市水道水質検査センター	新居浜市、西条市
	今治市水道水質検査センター	今治市、上島町
	南予水道水質検査センター	宇和島市、八幡浜市、南予水道企業団等
委託検査	愛媛県立衛生環境研究所	久万高原町等
	(財) 愛媛県総合保健協会	大洲市、伊予市等

2 対 策

(1) 水道の整備

水道施設の整備については、「水道整備基本構想」（昭和53年9月策定、平成6年3月一部改正）に基づき、水道水を確保するための新たな水資源の開発や水道未普及地域の解消、老朽管の更新などに努め、生活用水の安定的な供給を進めている（資料編13-2参照）。

水道施設の整備事業については、国庫補助（水道水源開発等施設整備費補助、簡易水道等施設整備費補助）及び県費補助（水道水源増補事業）などにより整備を行っている。

平成20年度における水道施設の整備状況は表2-12-11～表2-12-13のとおりである。

表2-12-11 水道水源開発等施設整備事業

事業体名	地区名	計画給水人口(人)	補助区分
西条市	佐々久山配水池	33,800	ライフライン機能強化等事業費
今治市	馬越浄水場	113,600	高度浄水施設等整備費
松山市	老朽管更新事業	—	ライフライン機能強化等事業費
大洲市	石綿セメント管更新事業	—	ライフライン機能強化等事業費
松前町	徳丸浄水場	16,000	高度浄水施設等整備費
松前町	徳丸配水池	16,000	ライフライン機能強化等事業費
愛南町	御荘浄水場	8,740	高度浄水施設等整備費

表2－12－12 簡易水道等施設整備事業

事業体名	地区名	計画給水人口(人)	事業体名	地区名	計画給水人口(人)
四国中央市	小富士・長津	8,500 (統合)	宇和島市	日振島・戸島・嘉島	1,408
西条市	東部	13,000 (統合)	東温市	重信	21,300 (統合)
新居浜市	岸の下	130,000 (統合)	東温市	川内	11,400 (統合)
今治市	来島・小島・馬島	111	内子町	参川	1,140
松山市	東中島	1,730	松野町	目黒	640
宇和島市	下波・遊子・蔣渕	3,512			

表2－12－13 水道水源増補事業

事業体名	地区名	計画給水人口(人)	事業概要
今治市	旧大西町	10,570	配水施設

(2) 水道水質の衛生対策

O-157やクリプトスルピリジウムの発生、また、生活様式の多様化による河川等の汚染の進行等により水道水質の一層の安全確保が重要な課題となっており、平成16年度に水道水質基準が大幅に改正され、近年は随時改正となり、水質基準項目は51項目となった。

(資料編13－3 参照)

県では、水道事業体に対して浄水施設の高度化や適正な維持管理の徹底を指導とともに、水道法に基づき定められた回数の検査を行うよう指導している。ただし、毎月1回以上検査する項目及び3箇月に1回以上検査する項目については、自動連続測定記録をしている場合等一定の条件を満たせばその回数を減らすことができる。

さらに、将来にわたる水道水質の一層の安全性、住民の信頼性確保のため、県内の主要な河川及びダム等大規模に取水が行われている水源12地点を選定し、国が定めた水質管理上留意すべき項目である水質管理目標設定項目28項目について毎年水道事業体からの検査報告を受け、水質監視を行っている（表2－12－14）。

なお、各水道事業体は、毎年度事業開始前に当該年度の水質検査計画を定めるとともに、水質検査結果等の情報提供に努めている。

表2－12－14 監視地点

水道水源	監視地点	実施主体	頻度	水道水源	監視地点	実施主体	頻度
柳瀬ダム	柳瀬ダム	四国中央市	年2回	政枝第1水源地	滝の宮送水場	新居浜市	年2回
玉川ダム	今治市小泉浄水場	今治市	年2回	周布水源地	周布水源地	西条市	年1回
垣生水源地	垣生浄水場	松山市	年2回	桜井水源地	桜井水源地	今治市	年1回
石手川ダム	市之井手浄水場	松山市	年2回	かきつばた水源地	かきつばた浄水場	松山市	年2回

野村ダム	野村ダム	南予水道用水 供給事業団	年2回	西古泉水源地	西古泉水源地	松前町	年1回
須賀川ダム	須賀川ダム	宇和島市	年2回	本村水源地	本村水源地	大洲市	年2回

第6節 その他の都市環境対策

1 愛リバー制度

愛リバー制度とは、河川敷の一定区間（原則として200m～500m）について、住民団体、河川愛護団体、NPO、企業等の自発的な河川ボランティアを募集し、これらの団体に河川の「サポーター」となっていただくもので、行政と住民のパートナーシップの下、美しい河川環境を創り出していこうとする新しい取組である。

「愛リバー・サポーター」となった団体は、サポーター区間の河川敷の除草や清掃美化活動を2年間継続して定期的（年間2回以上）を行い、一方行政（県及び市町等）は、団体の名称を記載した標識看板の設置、収集したゴミの回収・処分やボランティア傷害保険の負担等の支援を行う。

平成12年度の制度創設以来、20年度末現在で県下19市町の80河川で167団体を認定し、各団体において清掃美化活動等が実施されており、各団体の構成員総数は12,932人、サポーター区間延長は約115kmにも及んでいる。



愛リバー・サポーター清掃美化活動

2 愛ロード制度

愛ロード制度とは、県管理道路の一定区間について、住民団体、道路愛護団体、NPO、企業等の自発的な道路ボランティアを募集し、これらの団体に道路の「サポーター」となっていただくもので、行政と住民のパートナーシップの下、美しい道路環境を創り出していこうとする新しい取組である。

「愛ロード・サポーター」となった団体は、活動区間の清掃美化活動を年2回以上行い、一方行政（県及び市町等）は、ごみ袋や軍手の提供、団体の名称を記載した標識看板の設置、収集したゴミの回収・処分やボランティア傷害保険の負担等の支援を行う。

平成13年度の制度創設以来、20年度末現在で県下20市町の73路線で125団体を認定し、各団体において美化清掃活動等が実施されており、各団体の構成員総数は5,630人、活動延長は約239kmにも及んでいる。

3 愛ビーチ制度

愛ビーチ制度とは、県が海岸・港湾緑地の一定区域について、住民団体、海岸愛護団体、NPO、企業等の自発的な清掃ボランティアを募集し、これらの団体に海岸・港湾緑地の「サポーター」となっていただくもので、行政と住民のパートナーシップの下、美しい海岸環境を創り出していこうとする取組である。

「愛ビーチ・サポーター」となった団体は、海岸・港湾緑地の除草や清掃美化活動を年間2回以上行い、一方行政（県及び市町等）は、団体の名称を記載した標識看板の設置、収集したゴミの回収・処分やボランティア傷害保険の負担等の支援を行う。

平成14年度の制度創設以来、20年度末現在で県下10市町の24海岸・港湾緑地で28団体を認定し、各団体の構成員総数は1,352人となっている。

4 一般サポーター制度

一般サポーター制度とは、県が管理する河川、海岸及び道路の一定区間について、自発的に清掃美化活動を行う住民団体等を募集し、これらの団体に河川、海岸、道路の「サポーター」になっていただくもので、行政と住民のパートナーシップの下、美しい河川、海岸、道路環境を創り出していこうとする新しい取組みである。

「一般サポーター」となった団体は、活動区間の清掃美化活動を年2回以上行い、一方県は、ボランティア傷害保険の負担の支援を行う。

平成18年度に制度が創設され、20年度末現在で県下2市の1河川及び道路2路線で3団体を認定し、各団体において清掃美化活動が実施されており、各団体の構成員総数は12人、サポーター区間延長は、河川約0.5km、道路約25kmとなっている。

5 道路美化スポンサー事業

道路美化スポンサー事業とは、社会貢献に理解のある企業等からの協賛金により協議会を設立し、協議会がその資金を利用して、県管理道路の中央分離帯等の植栽管理を行うもので、行政と住民のパートナーシップの下、美しい道路環境を創り出していこうとする新しい取組である。

平成19年度から平成21年度までの間、15企業等の協賛により設立された協議会が西条市内の（主）壬生川新居浜野田線4kmの区間で、除草や剪定など道路の美化保全活動を実施している。

なお、県は、協賛企業等の名称を記載したアダプトサインの設置を行っている。